

介護保険料の徴収猶予

●**対象者**／前年同期に比べ著しく収入が減少し、納期限までに一時に納付、納入することが困難である介護保険第1号被保険者

●**申請期限**／猶予を受けようとする介護保険料の納期限まで

●**猶予期間**／最大6か月

●**必要書類**

- 徴収猶予・減免申請書 ●印鑑
- 直近3か月の収入と前年同期の収入が分かる資料(売上帳や現金出納帳、事業収支が分かる資料、給与明細、預貯金通帳のコピー等)

●**申請場所**／市役所収納課
(特設相談窓口、夜間・休日相談窓口)

問 市役所保健福祉課高齢者・介護保険係
[内線156～159]

介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のような被害を受けた介護保険第1号被保険者で、徴収猶予を受けた場合でも納付が困難な方は、介護保険料の一部又は全部について納付が免除される減免制度を受けられる場合があります。

●**対象者**

- ①世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った方
- ②世帯の主たる生計維持者の事業等の収入の減少が前年の10分の3以上であり、減少が見込まれる事業等の収入にかかわる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下の方

●**必要書類**

- ①の対象者…徴収猶予・減免申請書、診断書等、印鑑
- ②の対象者…徴収猶予・減免申請書、令和2年中の収入が分かる書類、印鑑

●**申請場所**／市役所収納課
(特設相談窓口、夜間・休日相談窓口)
※6月30日以降は市役所保健福祉課

後期高齢者医療保険料の徴収猶予

●**対象者**／本人又は世帯主の収入が、前年同期に比べ著しく減少し、納期限までに一時に納付することが困難である方

●**申請期限**／猶予を受けようとする後期高齢者医療保険料の納期限まで

●**猶予期間**／最大6か月
※徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があるときは、市役所国保医療課までご相談ください。

●**必要書類**

- 徴収猶予申請書 ●印鑑
- 直近3か月の収入と前年同期の収入が分かる資料(売上帳や現金出納帳、事業収支が分かる資料、給与明細、預貯金通帳のコピー等)

●**申請場所**／市役所収納課
(特設相談窓口、夜間・休日相談窓口)

問 市役所国保医療課医療給付係 [内線124～125]

後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のような被害を受けた被保険者で、納付が困難な方は、後期高齢者医療保険料の一部又は全部について納付が免除される減免制度を受けられる場合があります。

●**対象者**

- ①世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った方
- ②事業等の収入の減少が前年の10分の3以上である世帯(ただし、令和元年中の合計所得が1,000万円を超えている場合、又は減少した事業等の収入以外の前年の所得が400万円を超える場合を除く)

●**必要書類**

- ①の対象者…減免申請書、診断書等、印鑑
- ②の対象者…減免申請書、令和2年中の収入が分かる書類、印鑑

●**申請場所**／市役所国保医療課

北斗市奨学金の償還猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、北斗市奨学金の償還が困難になった方や令和元年度に卒業し就職内定の取り消しにより就職が見込めなくなった方に対して、奨学金の償還を猶予します。

問 市教育委員会学校教育課学校教育係
☎74-2000

●**償還猶予の内容**

- 償還が困難になった方…令和2年度分の償還を猶予
- 就職内定取り消しとなった方…償還開始年度である令和3年度分の償還を猶予

●**申請方法**／奨学金を償還中の方、令和元年度に卒業した方には、「北斗市奨学金の償還猶予について」の通知文を郵送しております。償還猶予を希望される方には、償還猶予の内容を記載した償還猶予申請書を郵送しますのでご連絡ください。

市税等の徴収猶予・減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、市税等を納期限までに納付・納入することが困難な方は、猶予や減免の制度を利用できる場合がありますのでご相談ください。

問 市役所収納課収納管理係 [内線142～145]

■**特設相談窓口**

6月30日までの平日 午前8時30分～午後5時

■**休日相談窓口(市役所収納課窓口)**

6月27日(土)、28日(日) 午前9時～午後4時

■**夜間相談窓口(市役所収納課窓口)**

6月29日(月)、30日(火) 午後5時～午後8時

市税の徴収猶予(特例制度)

●**対象者**

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等の収入(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)が前年同期に比べ概ね20%以上減少している方等で、納期限までに一時に納付、納入することが困難である方等

●**対象となる市税**

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市道民税、固定資産税、国民健康保険税などすべての市税。(既に納期限が過ぎている未納の市税についても、遡ってこの制度を利用することができます。)

●**猶予期間**

1年の範囲で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができる期間に限られます。

※徴収猶予(特例制度)を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があるときは、収納課までご相談ください。

●**申請期限**

令和2年6月30日、又は猶予を受けようとする市税の納期限のいずれか遅い日まで

●**必要書類等**

- 徴収猶予申請書 ●印鑑
- 財産収支状況書(猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合)、財産目録・収支の明細書(猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合)
- 制度の対象となること分かる資料(売上帳や現金出納帳、事業収支が分かる資料、給与明細、預貯金通帳のコピー等)

●**申請場所**

市役所収納課
(特設相談窓口、夜間・休日相談窓口)

問 市役所収納課収納管理係 [内線142～145]

国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のような被害を受けた国民健康保険被保険者の国民健康保険税の一部又は全部について減額される減免制度を受けられる場合があります。

●**対象者**

- ①世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った方
- ②事業等の収入の減少が前年の10分の3以上である世帯(ただし、令和元年の合計所得が1,000万円を超えている場合、又は減少した事業等の収入以外の令和元年の所得が400万円を超える場合を除く)

●**必要書類**

- ①の対象者…減免申請書、診断書等、印鑑
- ②の対象者…減免申請書、令和2年中の収入が分かる書類、印鑑

問 市役所税務課所得課税係 [内線132～134]

固定資産税の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等は、令和3年度の償却資産と事業用家屋に対する固定資産税の一部又は全部について軽減制度を受けられる場合があります。

●**対象者**／令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の売上高が前年の同時期に比べ、30%以上減少している者

●**申請期限**／令和3年1月31日まで
(受付開始は令和3年1月からを予定)

●**必要書類**／売上高減少要件を満たしていることを証明する認定経営革新等支援機関等(税理士、公認会計士など)の認定書類等

問 市役所税務課資産課税係 [内線132～134]